

放射線科超音波画像診断装置一式の賃貸借

仕様書

令和3年4月

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立こども医療センター

神奈川県立こども医療センター 放射線科超音波画像診断装置一式の賃貸借 仕様書

A. 調達物品の内訳

1	超音波画像診断装置本体	1台
2	探触子	
	リニア型探触子（一般表在・血管用）	1本
	ブロードバンドリニア型探触子（一般表在・血管用）	1本
	コンベックス型探触子（一般腹部用）	1本
	コンベックス型探触子（小児腹部用）	1本
	コンベックス型探触子（小児腹部及び新生児頭部用）	1本
3	ネットワーク接続費用	1式
4	付属品	1式

B. 賃貸借期間

契約履行開始日から60か月（5年）

※なお、機器等の納入日から契約履行開始日前日までは、準備的稼働期間として無償とする。

C. 納品場所及び納入期限

納品場所 神奈川県立こども医療センター本館棟地下1階超音波室

納入期限 令和3年6月30日

D. 基本的要求要件

- 1 神奈川県立こども医療センター（以下「当センター」）において、業務に滞りなく使用可能であること。
- 2 本件調達物品に係わる性能、機能及び技術等（以下「性能等」）の要求要件（以下「技術的要件」）は、次項Eに示す。
- 3 設置、調整、現有機の廃棄
 - 3-1 本物品が有効に稼働するため必要な調整については、納入業者の負担により責任をもって行うこと。
 - 3-2 現有機（付属品を含む）の搬出、機材の搬入、組立及び稼働に必要なネットワーク接続や改修等も含めた費用は、全て納入業者が負担すること。
 - 3-3 技術的要件は全て必須の要求要件である。
 - 3-4 本物品導入の際には、最新の状態かつ未使用品を納品すること。（新古機や中古機は不可）
 - 3-5 関連法及び当センターのマニュアルに則り、医療機器安全使用のための導入時研修を実施し、その記録を紙媒体及び電子データで経営企画課及び放射線科に提出すること。その実施に関する日程調整や回数については、当センター担当職員と協議し決定すること。
 - 3-6 入札物品は納入後においても、安定稼働が確保されていること。

4 保守点検体制

- 4-1 導入装置が正常に動作するように、検収後から1年間は無償にて保証、定期点検・調整及び故障修理等を随時行うこと。
- 4-2 前項の期間内において、ソフトウェア等のアップグレードが発生した場合は実施すること。
- 4-3 導入装置に必要な消耗品及び故障等の部品について、供給が確保されていること。
- 4-4 故障、保守に関する不具合が発生した場合、夜間及び休日を含め年間を通じて直ちに連絡が取れ、2時間以内に迅速な対応をすること。
- 4-5 最善の状態を保つための定期的な点検と24時間以内の迅速な修理ができ、専属の医療点検技術者が保守点検を行うこと。
- 4-6 固定資産税及び動産保険料を含めること。

E. 調達物品に備えるべき技術的要件

1 超音波画像診断装置本体

- 1-1 本体基本機能について以下の要件を満たすこと。
 - 1-1-1 診断モードは、断層エコー(2Dイメージング)、カラードプラ、パルスドプラ、連続波ドプラ(CW)、Mモード、カラー・パワー・アンギオ(CPA)、組織ドプラ(TDI)を有すること。
 - 1-1-2 セクタ、リニア、コンベックスの走査に対応可能であること。
 - 1-1-3 スリープモードを有し20秒以内で起動すること。
 - 1-1-4 リニアアレイ型探触子による頸動脈及び動脈アプリケーションにおいて、カラーボックスの位置及び角度、PWドプラ・サンプルボリュームの配置及び角度を自動調節する機能を有すること。
 - 1-1-5 ユーザー選択した条件を基に、ステアリングアングルの数を自動調整が可能であること。
 - 1-1-6 8方向以上からの超音波走査線をダイナミック・レゾリューション・コントロール(DRS)により自動調整が可能であること。
 - 1-1-7 断層エコー法において組織の輝度バランスが最適化されるようにシステムゲインとTGCをワンボタンで調整する機能を有すること。
 - 1-1-8 パルスドプラモードにおいてワンボタンでベースライン及び流速レンジを最適化する機能を有すること。
 - 1-1-9 断層画像のゲイン調整は深さ方向(TGC)に対し8分割以上スライドレバーで調整可能であること。
 - 1-1-10 断層画像のゲイン調整は縦方向に対し4分割以上のタッチスクリーンコントロールにて調節可能であること。
 - 1-1-11 コントロールパネルにはフルカラー タッチスクリーンを有し、スワイプ することで画面の切り替えが可能であること。
 - 1-1-12 コントロールパネル上の タッチスクリーンにキーボードが表示され文字入力が可能であること。
 - 1-1-13 DICOM 出力機能が搭載されていること。
 - 1-1-14 4個以上の探触子コネクタを有し切り替えが可能であること。(LED付の探触子コネクタを有すること)
 - 1-1-15 幅65cm 高さ180cm 奥行き120cm以下であること。
 - 1-1-16 プリンタ等周辺機器を含まない状態で本体重量は105kg以下であること。
 - 1-1-17 24インチ以上の液晶ディスプレイでACR表示基準の診断画像輝度レベルを満たしている事。
 - 1-1-18 コントロールパネルは上下に25cm以上移動でき、中心より180度回転可能であること。
 - 1-1-19 ディスプレイポート経由でのビデオエクスポートが可能であること。
 - 1-1-20 最大9方向からの超音波走査線を自動調整が可能であること。
 - 1-1-21 患者入力画面、設定画面は日本語表示であること。
- 1-2 本体高度汎用機能について以下の要件を満たすこと。
 - 1-2-1 選択可能なコンフィデンスマップにより、適切なせん断波の伝播を使用して、領域でサンプルを取得してシェアウエーブエラストグラフィが可能である事。
 - 1-2-2 ワンタッチでエラストグラフィモードが起動して、視野内にROIボックスを設定し、サイズと位置を調整可能である事。
 - 1-2-3 シェアウエーブエラストグラフィはカラーで硬度を表示する事が可能であり、背景のフレームレートが20HZ以上である事。

- 1-2-4 組織内の血流速度が遅く、弱い血流を検出する高感度イメージングモードが対応し、アーチファクトを低減する高度な技術を適用しながら、高いフレームレートと2D画質を維持出来る事。
- 2 探触子
- 2-1 リニア型探触子（一般表在・血管用）について、以下の要件を満たすこと。
 - 2-1-1 リニアアレイ方式であること。
 - 2-1-2 5～18MHzの周波数帯域を有すこと。
 - 2-1-3 PWドプラ、カラードプラ、カラー・パワー・アンギオのイメージングモードが使用可能であること。
 - 2-1-4 オートドプラによりカラーフロー最適化が可能である事。
 - 2-1-5 探触子の横径（視野幅）は35-40mmの範囲である事。
 - 2-2 ブロードバンドリニア型探触子（一般表在・血管用）について、以下の要件を満たすこと。
 - 2-2-1 多列アレイ、ファインエレベーションフォーカシングである事。
 - 2-2-2 2～22MHzの周波数帯域を有すこと。
 - 2-2-3 探触子の横径（視野幅）は50mm以上である事。
 - 2-2-4 シェアウエーブエラストグラフィ及びマイクロフローイメージングに対応している事
 - 2-2-5 単結晶素材の素子を採用しており、EMTトラッカーが内蔵している事。
 - 2-3 コンベックス型探触子（一般腹部用）について、以下の要件を満たすこと。
 - 2-3-1 高密度コンベックスアレイ方式である事。
 - 2-3-2 単結晶素材の素子を採用している事。
 - 2-3-3 1～5MHzの周波数帯域を有する事。
 - 2-3-4 ハーモニックイメージング機能に対応している事。
 - 2-3-5 シェアウエーブエラストグラフィに対応している事。
 - 2-4 コンベックス型探触子（小児腹部用）については、以下の要件を満たすこと
 - 2-4-1 2～9MHzの周波数帯域を有する事。
 - 2-4-2 単結晶素材の素子を採用している事。
 - 2-4-3 ハーモニックイメージング機能に対応している事。
 - 2-4-4 4アングルのバイオプシーガイドに対応する事。
 - 2-5 コンベックス型探触子（小児腹部及び新生児頭部用）については、以下の要件を満たすこと。
 - 2-5-1 5～8MHzの周波数帯域を有する事。
 - 2-5-2 マイクロフローイメージングに対応する事。
 - 2-5-3 ハーモニックイメージング機能に対応している事。
 - 2-5-4 バイオプシーガイド機能をサポートする事。
- 3 ネットワーク接続
- 3-1 導入装置及び関連機器のネットワークについては、既存の接続はすべて踏襲し、ネットワークに接続するために必要なネットワーク機器の設定を行うこと。接続に関しては、関係各社と協議し双方確認の上、支障なく接続を行うこと。
- 4 付属品
- 4-1 ゲルウォーマーを有すること。
 - 4-2 超音波室に必要な什器（机、イス、パーテーション等）を有すること。

F. その他

- (1) 仕様書の表現を独自の判断で解釈することなく、必ず当センターに確認すること。
- (2) 本仕様書について、疑義が生じたときは、当センターの指示を受けること。
- (3) 仕様書に明記されていない事項でも、技術上、機能上又は保守管理上必要なものが発生した場合は、事前に当センターと協議した後に滞りなく具備すること。
- (4) 仕様書の表現を独自の判断で解釈することなく、必ず当センターに確認すること。疑義が生じたときには、当センターの指示を受けること。
- (5) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判断は、当センター機種等選定会議で承認された入札機器にかかわる仕様書の内容をもとに審査するものである。